

令和 3 年 9 月 23 日(木)
四国地方整備局 那賀川河川事務所

派川那賀川における放置船舶に係る簡易代執行について 【中止】

国土交通省那賀川河川事務所では、派川那賀川右岸2k/0付近（阿南市原ヶ崎地区）に放置されている所有者不明の船舶1台に対して、河川法第75条第3項の規定に基づき簡易代執行（撤去）を、令和3年9月24日（金）9時から実施する予定でしたが、本日（9月23日）現地を確認したところ、船舶が撤去されておりましたので、簡易代執行は中止します。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組みに該当します。

【問合せ先】（◎主な問合せ先）

国土交通省 那賀川河川事務所 TEL 0884-22-6592
FAX 0884-22-9795

那賀川河川事務所 副所長 はらだ たかし 原田 隆史（内線204）

〃 ◎管理課長 あいだ はるみ 相田 晴美（内線331）